

令和元年度大気汚染状況の測定結果について

1. 令和元年度大気汚染常時監視結果について

高知県及び高知市は、大気汚染の状況を把握するため、自動測定機を高知市、南国市、香美市、安芸市、いの町、須崎市及び四万十市の測定局に設置し、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）9測定局と、沿道の自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1測定局において、大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素）を常時監視しました。

表1. 測定局及び測定項目一覧（環境基準達成状況）

測定局		項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素
			(SO ₂)	(NO ₂)	(Ox)	(SPM)	(PM _{2.5})	(CO)
一般局	安芸市	安芸	○	○	×	○	○	
	香美市	土佐山田	—*	○	×	○	○	
	南国市	稲生				○		
	高知市	介良	○	○	×	○	○	
		南新田町	○	○	×	○		
	いの町	伊野合同庁舎	○	—*	×	○	○	
	須崎市	押岡公園	○	○		○		
		旧須崎高等学校	○		×	○	○	
四万十市	中村	○	○	×	○	○		
自排局	高知市	朝倉		○		○	○	

※令和元年度から新たに測定を開始した土佐山田局(香美市)の二酸化硫黄及び伊野合同庁舎局(いの町)の二酸化窒素は、年間測定時間が6,000時間未満のため、評価の対象としていません。

表1のとおり、一般局で測定している二酸化硫黄（8測定局）、二酸化窒素（7測定局）、浮遊粒子状物質（9測定局）及び微小粒子状物質（6測定局）については、全ての測定局で環境基準を達成していました。一方、光化学オキシダント（7測定局）については、全ての測定局で環境基準を達成していませんでした。

自排局で測定している二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、環境基準を達成していました。

全ての測定局で環境基準を達成していなかった光化学オキシダントについては、全国でもほとんどの測定局で環境基準を達成しておらず、本県で観測されるものは、主に自然界や県域外由来のオゾンであると考えられています。

また、微小粒子状物質については、平成25年3月に環境省から微小粒子状物質に対する注意喚起のための暫定的な指針が示されていますが、本県では指針値を超えることがなかったため、注意喚起の実施はありませんでした。

2. 令和元年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

有害大気汚染物質のうち健康リスクが高い23物質が優先取組物質として指定されています。

この優先取組物質のうちベンゼン等22物質について、高知市、須崎市、安芸市の3か所で一般環境の調査を、高知市の1か所で沿道の調査を実施しました。

一般環境及び沿道の調査結果は、環境基準が設定されている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、指針値が設定されている9物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及び無機マンガン化合物）ともに、全測定地点で環境基準及び指針値を達成していました。

表2. 有害大気汚染物質の環境基準・指針値達成状況

区分	地域分類	一般環境			沿道
	市町村	高知市	須崎市	安芸市	高知市
	測定地点	介良	旧須崎高等学校	安芸	朝倉
環境基準 設定	ベンゼン	○	○	○	—
	トリクロロエチレン	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○
指針値 設定	アクリロニトリル	○	○	○	○
	塩化ビニルモノマー	○	○	○	○
	水銀及びその化合物	○	○	○	○
	ニッケル化合物	○	○	○	○
	クロロホルム	○	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○
	1,3-ブタジエン	○	○	○	—
	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○
マンガン及び無機マンガン化合物	○	○	○	○	